

随意契約（相手方指定）調書

件名	戸籍システム情報提供用個人識別符号の取得作業業務委託	No.5200433
工（納）期	令和4年7月31日	
契約締結日	令和4年6月13日	
契約金額	528,000円（消費税込み）	

契約相手方	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 (法人番号：2011401007325)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	戸籍システム情報提供用個人識別符号の取得作業業務委託
指名業者 (案)	名称 富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 所在地 東京都板橋区坂下一丁目19番1号 代表者 支店長 松尾 浩一郎
特命理由	<p>本件は、令和元年5月31日に公布された「戸籍法の一部を改正する法律」に係る戸籍システムの改修である。法律の施行・運用開始により戸籍情報とマイナンバーを紐づける「情報提供用個人識別符号」を利用し、法務省が管轄している「戸籍情報連携システム」に情報照会を行うことで、本籍地以外でもオンライン上で戸籍情報の確認や証明書の発行が可能となる。</p> <p>上記を可能とするため、本件では法務省から示されたスケジュールに従い、「情報提供個人識別符号」を新たに取得するため必要な作業を行う。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 現在使用している戸籍システムに新たに機能を追加するために必要な作業であるため、戸籍システムで使用しているソフトウェアの著作権を有している上記業者以外が行うことは不可能である。(2) 上記業者は、戸籍システム導入以降大きなトラブルもなく、システム運用上の問い合わせ等にも迅速に対応し履行状況は良好である。 <p>以上の理由から、上記業者を契約相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)